

# 事故防止対策について

## ■ 1 はじめに

認可外保育施設等における乳幼児の死亡事故などの重大事故は、残念ながら毎年のように発生しています。千葉県内においても、平成 28 年に認可外保育施設で死亡事故が発生しました。

日々の保育においては、乳幼児の主体的な活動を尊重し、支援する必要があり、子どもが成長していく過程で怪我が一切発生しないことは現実的には考えにくいものです。そうした中で、保育中の事故、特に死亡や重篤な事故とならないよう予防と事故後の適切な対応を行うことが重要です。

保育中の安全確保については、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン（平成 28 年 3 月内閣府、文部科学省、厚生労働省）」を参考にしてください。

補足説明：指導監督基準の考え方に関して、重要な部分を抜粋しております。

## ■ 2 あらためて（指導監督基準等から抜粋）

### ①保育所保育指針の徹底

- ・子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重した適切な保育が行われているか。
- ・保育所保育指針に基づく全体的な計画及び指導計画の作成等がなされているか。

### ②児童一人ひとりに応じた保育の徹底

- ・児童の健康状態の把握が適正になされているか。
- ・アレルギー児等の児童の状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。

### ③安全対策の徹底

- ・乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策は徹底されているか。
- ・食事中の誤嚥及び窒息等の事故防止対策が徹底されているか。
- ・プール活動・水遊び・園外保育時、その他、保育中の事故防止に配慮しているか。
- ・上記にかかる事故発生時の対応等が適切に行われているか。
- ・食中毒・感染症予防対策が徹底されているか。

（感染症の例…新型コロナウイルス、インフルエンザ、腸管出血性大腸菌O157、ノロウイルス）

## ■ 3 事故の発生防止（予防）のために

子どもは運動機能の発達とともに色々なことができるようになり、様々な事故にあうおそれが出てきます。保育従事者が乳幼児の身の回りの環境に注意を払い、対策を立てることで、防げる事故があります。

別添の「子どもを事故から守る！！事故防止ハンドブック（消費者庁）」は、予期せず起こりやすい事故とその予防法、もしもの時の対処法のポイントをまとめたものです。子どもを事故から守る正しい知識を身に付けるために、参考にしてください。

※以下は、各種資料から抜粋したものとなります。

## ◎1 乳幼児突然死症候群の予防（チェックポイント！）

☑照明は、睡眠時の乳幼児の顔色が観察できるくらいの明るさを保つ。

☑乳幼児のそばを離れない。・乳児を寝かせる時は、仰向け寝を徹底する。

※1歳児以上でも、子供の家庭での生活や就寝時間、発達の状況など一人一人の状況を把握できる までの間は、必ず仰向けに寝かせる等、子供の安全確認をきめ細かく行う。

☑保護者との緊密なコミュニケーションを取る。

☑家庭での子供の様子、睡眠時の癖、体調等を保護者から聞き取る。

☑預かり始めの時期や体調不良明けは特に注意して聞き取る。

☑睡眠時チェックをきめ細やかに行い、記録する

☑0歳児は5分に1回、1～2歳児は15分に1回が望ましい間隔。

※御参考として、観察チェックシートを、市HPにて掲載しておりますので、ご活用ください。

「千葉県 認可外保育施設」にて検索の上、「設置者の方へ」をご覧ください。

☑預かり始めの時期は特に注意してチェックする。

☑体調不良等いつもと違う様子の際は特に注意してチェック。

☑人任せにしないよう、チェックする担当者を明確にする。

※チェック項目（児童の寝つきや睡眠中の姿勢、顔色、呼吸の状態、体温）

☑乳幼児の体に触れて確認する。

### <睡眠中の事故防止>

睡眠中に児童が死亡する原因には、乳幼児突然死症候群という病気のほか、窒息などによる事故がある。乳幼児突然死症候群の予防策は、窒息などその他の睡眠中の事故防止にもつながります。

#### 【窒息リスク除去方法】※チェックポイント！

☑やわらかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。

☑ヒモ、またはヒモ状のものを置かない。

（例：よだれかけのヒモ、ふとんカバーの内側のヒモ、ベッドまわりのコード等）

☑口の中に異物がないか確認する。

☑ミルクや食べたもの等の嘔吐物がないか確認する。

☑児童の数、職員の数に合わせ、定期的に児童の呼吸・体位、睡眠状態を点検すること等により、呼吸停止等の異常が発生した場合の早期発見、重大事故の予防のための工夫をする。

## ◎2 児童の状況に応じた食事の提供（チェックポイント！）

①適切な献立内容・調理方法に沿った食事を提供すること。

- ✓ 献立表には、給与栄養量、素材等を記入する。
- ✓ 乳児及び1歳以上3未満児の給食は、食材料の選定、調理方法等に配慮する。
- ✓ 誤嚥（ごえん）等による窒息のリスクとなるものを除去する。
- ✓ 食物アレルギー、障害のある子供等については、一人一人の子供の心身の状況に応じた献立を作成する。

②児童の状況に応じて配慮すること。

- ✓ かかりつけ医、嘱託医等の指示や連携の下、保護者とも協力して適切に対応する（生活管理指導表等に基づく対応が必須）。
- ✓ アレルギー対応について、個別トレイの使用や職員の役割分担の明確化等により、誤食事故の防止に努める。

<人的エラーを減らす方法の例（食物アレルギー対応）>

- ①材料等の置き場所、調理する場所が紛らわしくないようにする。
- ②アレルギー児の食事を調理する担当者を明確にする。
- ③材料を入れる容器、食事を提供する容器、トレイの色や形を変える。
- ④調理、配膳、食事の提供までの間に2重、3重のチェック体制をとる。  
※食事中は職員が側から離れないようにする。人手が手薄な土曜日には特に注意する。



<食事に関する事故の事例>

- ・ 島根県松江市の死亡事例：令和2年2月（認定こども園）  
⇒ 4歳児が、節分の行事中に豆を喉に詰まらせて死亡
- ・ 大阪府大阪市の死亡事例：令和2年2月（認可保育所）  
⇒ 1歳児が、給食中にりんご等を喉に詰まらせて死亡
- ・ 東京都八王子市の死亡事例：令和2年9月（認定こども園）  
⇒ 4歳児が、給食中に直径3cmのブドウを喉に詰まらせて死亡
- ・ 北海道芽室町の事故事例：令和3年6月（認可保育所）  
⇒ 1歳児が、給食中にパンを喉に詰まらせて心肺停止
- ・ 愛知県の死亡事例：令和3年6月（認可外保育施設）  
⇒ 1歳児が、お昼の時間帯にパンを喉に詰まらせて死亡

<誤嚥等による窒息のリスクとなるもの例>

(3) 誤嚥・窒息につながりやすい食べ物の調理について

① 給食での使用を避ける食材

食品の形態、特性	食材	備考
球形という形状が危険な食材 (吸い込みにより気道をふさぐことがあるので危険)	プチトマト 	四等分すれば提供可であるが、保育園では他のものに代替え
	乾いたナッツ、豆類(節分の鬼打ち豆)	
	うずらの卵	
	あめ類、ラムネ	
	球形の個装チーズ	加熱すれば使用可
	ぶどう、さくらんぼ	球形というだけでなく皮も口に残るので危険
	餅	
粘着性が高い食材 (含まれるでんぷん質が唾液と混ざることによって粘着性が高まるので危険)	白玉団子	つるつるしているため、嚥む前に誤嚥してしまう危険が高い
	いか	小さく切って加熱すると固くなってしまう
固すぎる食材 (噛み切れずそのまま気道に入ることがあるので危険)		

出典：「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」※内閣府

<食事中の事故防止策の例（誤嚥による窒息防止）※チェックポイント！>

- ☑ 過去に、誤嚥、窒息などの事故が起きた食材は、誤嚥を引き起こす可能性について保護者に説明し、極力使用しない。(プチトマトは四分割にカットするなどして調理を工夫する。)
- ☑ 子どもの食事に関する情報(発達状況等)を把握する。
- ☑ 食事の前に、当日の子どもの健康状態等を確認する。
- ☑ ゆっくり落ちついて食べることができるよう、子どもの意思に合ったタイミングで食事を与える。
- ☑ 口の中に食べ物が残っていないか注意する。
- ☑ 子どもの口に合った量で与える。(1回で多くの量を与えない)
- ☑ 汁物などの水分を適切に与える。
- ☑ 食事中に眠くなっていないか注意する。

### ◎3 プール・水遊び（チェックポイント！）

①事故防止対策を徹底して行う。

- ☑監視者は監視に専念、監視エリアをくまなく監視する。
- ☑十分な監視体制の確保ができない場合については、プール活動の中止も選択肢とする。
- ☑事故が発生したときに備えて、心肺蘇生などの訓練を行う。

②衛生管理を徹底して行う。

- ☑塩素消毒を行う。
- ☑排泄が自立していない乳幼児は個別のたらい等を用いて他者と水を共有しない等。  
「保育所における感染症対策ガイドライン」※厚生労働省

<プール・水遊びに関する事故の事例>

- ・平成29年7月さいたま市（認可保育所）  
⇒4歳の女児がプール活動中に死亡。プールの解体作業のため、数分間目を離してしまう。

### ◎4 園外保育等（チェックポイント！）

- ☑複数の保育従事職員が、役割分担を決めて対応しているか。
- ☑職員間の情報共有がされているか。※子どもの増減を職員間で共有しているか。
- ☑園の出発時、目的地への到着時や出発時、帰園時、また、園バス乗降時における子どもの人数確認・置き去り防止を行っているか。
- ☑場面の切り替わりにおける子どもの人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等しているか。※園外活動時等の職員体制とその役割分担等を検討し、必要な対策を実施。

【参考】「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項」※厚生労働省  
「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」※厚生労働省

<園外保育等の事故の事例>

- ・公園での見失い  
⇒公園において、保育士が他児の対応で目を離している間に、1歳児が公園を出て行ってしまった。当該児童が道路に出たところ、通行人が気付いて止めた。
- ・公園での置き去り  
⇒保育所に戻った後、児童が1名いないことに気づいた。園内を捜索中に、他の保育所から電話が入り、当該児童を公園に置き去りにしたまま帰園してしまったこと・当該児童が他の保育所によって保護されていたことが判明した。
- ・保育所から1人で抜け出す  
⇒お迎えの時間帯や園庭遊びの時間帯に、児童が園の門扉を自分で開けるなどして、園から抜け出してしまった。

## ◎5 保育の環境設定（チェックポイント！）

- 窒息の可能性のある玩具等が保育環境下に置かれていないかなどについて、定期的に点検しているか
  - ☑口に入れると咽頭部や気管が詰まる等窒息の可能性のある大きさ、形状の玩具や物については、乳児のいる室内に置かないことや、手に触れない場所に置くこと等を徹底する。
  - ☑手先を使う遊びには、部品が外れない工夫をしたものを使用するとともに、その子どもの行動に合わせたものを与える。
  - ☑子どもの誤嚥につながる物は髪ゴムの飾り、キーホルダー、マグネット、ビー玉や石などがある。身につけている場合もあり、これらの除去については保護者を含めた協力を求める。
  - ☑窒息の危険性があった玩具やこれまでに窒息事例があるものと類似の形状の玩具等については、施設・事業所内で情報を共有し、除去することが望ましい。

【参考】「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」※厚生労働省

## ◎6 感染症

○新型コロナウイルス感染症対策に関する保育所等に関するQ&A（第十五報）※抜粋

【問5-1】新型コロナウイルス感染症を予防のために注意すべきことはあるか。

⇒ まずは、一般的な感染症対策や健康管理を心がけてください。最も重要な対策は手洗いなどにより手指を清潔に保つことです。具体的には、石けんを用いた流水による手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒などを行ってください。

（適切な手洗いの手順等については『保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改定版(2021年8月一部改訂)』のP14等を御参照ください。）

また、新型コロナウイルス感染症対策として、手が触れる机やドアノブなど物の表面は、消毒用アルコールのほか、次亜塩素酸ナトリウム、亜塩素酸水による消毒が有効です。

また、季節を問わず、新型コロナウイルス対策には、こまめな換気が極めて重要です。

【参考】令和4年5月25日付事務連絡「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて」※厚生労働省

<チェックポイント！>

☑新型コロナ対策に限らず、子どもの手洗いが十分にできているか定期的に確認してください。

### <適切な手洗いの手順>

#### <正しい手洗いの方法>

以下の手順で、30秒以上、石けんを用いて流水で行いましょう。

- ① 液体石けんを泡立て、手のひらをよくこすります。
- ② 手の甲を伸ばすようにこすります。
- ③ 指先とつめの間を念入りにこすります。
- ④ 両指を組み、指の間を洗います。
- ⑤ 親指を反対の手でにぎり、ねじり洗いをします。
- ⑥ 手首を洗い、よくすすぎ、その後よく乾燥させます。

\* 年齢の低い子どもには手洗いが難しいので、保護者や保育士、年上の子どもと一緒に洗う、手本を示すなどして、少しずつ手洗いを覚えさせていきましょう。

図4 手洗いの順序



出典：高齢者介護施設における感染対策マニュアル

<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/tp0628-1/>

## ■ 4 もし事故がおきてしまったら…

子どもの生命と健康を最優先し迅速に応急処置等を行い、保護者や幼保指導課等の関係者へ速やかに連絡してください。また、事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、実技講習などを定期的に受講し備えておきましょう。

なお、保育中に次に掲げる事故等があった場合は、速やかに千葉市幼保指導課へ報告してください。

- 利用乳幼児の死亡
- 利用乳幼児の重傷事故  
(治療に要する期間が 30 日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故)

また、利用乳幼児の食中毒等があった場合も、市への報告が必要となります。



以下、特に注意が必要となる場面での、保育中のポイントを挙げています。

## ■ 5 保育中、特に注意が必要な場面（繰り返しとなりますが…。)

平成 27 年から令和元年に報告のあった認可外保育施設で発生した死亡事故 29 件を見ると、うち 28 件は睡眠中に発生したものであり、いずれも死亡したのは 0・1 歳児でした。発見時の体位がうつぶせ姿勢であったものや、預けはじめの時期に発生したものが多いです。

睡眠中、食事中的場面では重大事故が発生しやすくなり、特に注意が必要となります。以下に保育中のポイントを挙げますので、確認し必要な対策を行うようにしましょう。

### ① 睡眠中

#### \*眠っているからと、目を離さない

- ・ 特に 0 歳児においては乳幼児突然死症候群 (SIDS) に陥る確率が高いとされています。仰向けに寝かせることを基本とし 5 分毎に確認 (SIDS チェック) をしましょう。
- ・ 眠っている時も子どもは動きます。寝具が顔にかかっていないか注意しましょう。



#### \*よく眠れるようにと、部屋を暗くしない

- ・ 睡眠中に体調が悪くなり発熱や嘔吐することが多々あります。寝ている子の表情がよくわかるように暗くしすぎないようにしましょう。また、子どもの息づかいにも注意していきましょう。



## ② 食事中

### \*個々の食べ方を把握する

- ・ 子どもによって食べ方がそれぞれちがいます。よくかまずに飲み込み次々とほおぼる子。よく噛んでいるように見えて、いつまでも口の中に残っている子等と個々にくせがあります。食べ物を飲み込んだことを確認しましょう。



### \*一人で食べられるようになったからといって目を離さない

- ・ ミニトマトや枝豆のような固形物でつまらせることが幼児期にはよくあります。食事が楽しくできるよう見守りながら、よく噛んで飲み込んでいるか、確認しましょう。

### \*泣いている時やぐずっている時は、ちょっとまって

- ・ 機嫌がわるかったり泣いている時に、食事の時間だからと食事を勧めても、上手く食べられず、吐き戻したり飲み込めなかったりします。そんな時は無理せず、機嫌がよくなるのをまったり、食欲がないときは食べられる物だけ食べて切り上げましょう。

## ≪事故の報告・問い合わせ先≫

千葉市幼保指導課指導班

住所：千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所 高層棟8階

TEL：043-245-5727